
平成29年第6回玖珠町議会臨時会会議録(第1号)

平成29年11月16日(木)

1. 議事日程第1号

平成29年11月16日(木) 午後1時30分開議(開会)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定(議会運営委員長報告)
- 第 3 議案の上程(議案第92号から議案第94号、報告第5号から報告第6号)
- 第 4 町長の提案理由の説明
- 第 5 質疑・討論・採決
- 第 6 委員会の閉会中の継続調査について

1. 追加議事日程(第1号の追加)

第 1 議員発議

町長及び職員の法令及び規律の遵守を求める決議(案)

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定(議会運営委員長報告)
 - 日程第 3 議案の上程(議案第92号から議案第94号、報告第5号から報告第6号)
 - 日程第 4 町長の提案理由の説明
 - 日程第 5 質疑・討論・採決
 - 追加日程第1 議員発議
 - 町長及び職員の法令及び規律の遵守を求める決議(案)
 - 日程第 6 委員会の閉会中の継続調査について
-

出席議員(13名)

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 中 尾 拓 | 2 番 | 松 本 真由美 |
| 3 番 | 大 野 元 秀 | 4 番 | 小 幡 幸 範 |

5 番	松 下 善 法	6 番	中 川 英 則
8 番	石 井 龍 文	9 番	宿 利 忠 明
10番	秦 時 雄	11番	高 田 修 治
12番	藤 本 勝 美	13番	繁 田 弘 司
14番	河 野 博 文		

欠席議員（1名）

7 番 廣 澤 俊 幸

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	山 本 五 十 六	議 事 係 長	山 本 惠 一 郎
---------	-----------	---------	-----------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 浩 平	副 町 長	小 幡 岳 久
教 育 長	秋 吉 徹 成	総 務 課 長	麻 生 太 一
総務課法制室長 兼 参 事	渡 邊 克 之	まちづくり 推 進 課 長	中 島 圭 史
まちづくり推進課 総 合 戦 略 室 長	衛 藤 正	環境防災課長兼 基 地 対 策 室 長	藤 原 八 栄
税 務 課 長	石 井 信 彦	福 祉 保 健 課 長	本 松 豊 美
住 民 課 長	衛 藤 善 生	建 設 水 道 課 長	梅 木 良 政
建 設 水 道 課 水 道 室 長	穴 井 智 志	農 林 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 林 民 也
農 林 業 振 興 課 参 事	湯 浅 詩 朗	商 工 観 光 振 興 課 長	秋 好 英 信
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	江 藤 幸 徳	人 権 同 和 啓 発 セ ン タ ー 所 長	帆 足 浩 一
教 育 総 務 課 長 兼 新 中 学 校 開 校 推 進 室 長	長 尾 孝 宏	学 校 教 育 課 長	佐 藤 貴 司
社 会 教 育 課 長 兼 中 央 公 民 館 長	瀧 石 裕 一	わらべの館館長 兼 久 留 島 武 彦 記 念 館 事 務 局 長	吉 野 弥 也 子
監 査 委 員	河 野 好 美	総 務 課 長 行 政 係 長	和 田 育 男

上 程 議 案

議案第92号 専決処分の承認を求めることについて（その11）

	平成29年度玖珠町一般会計補正予算（第4号）
議案第93号	財産の取得の追認議決を求めることについて
議案第94号	玖珠町特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部改正について
報告第5号	専決処分の報告について（その2） 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて
報告第6号	専決処分の報告について（その3） 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて

午後1時30分開議（開会）

○議長（河野博文君） 開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動はかたく禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は、禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力お願いいたします。

報道関係者取材のため、写真撮影などについての申し入れがありましたので、これを許可しています。また、本日は「広報くす」掲載のための写真撮影の申し込みがありましたので、これを許可しています。

本日の会議に欠席の届け出が提出されていますので、報告いたします。

議員につきましては、7番、廣澤俊幸君、身内の不幸のため、欠席の届けが提出されております。

ただいまの出席議員は13名です。

会議の定足数に達しております。

地方自治法第113条の規定により、平成29年第6回玖珠町議会臨時会は成立しました。

よって、ここに本臨時会の開会を宣言し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（河野博文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

4番 小幡幸範君

10番 秦時雄君

の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（河野博文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長中川英則君。

○議会運営委員長（中川英則君） 皆さん、こんにちは。

議会運営委員会の協議結果について御報告をいたします。

平成29年第6回玖珠町議会臨時会の開会に当たり、去る11月10日、議会運営委員会を開催いたしました。本臨時会に上程されます議案につきまして、執行部の出席を求め、概略の説明をいただき、会期日程並びに議案の取り扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、お手元にあらかじめ配付してあります日程表のとおり、本日11月16日の1日間としたいと思います。

本臨時会に上程されます議案は、補正予算に関する専決処分案件1件、追認議決案件1県、条例の一部改正案件1件の3議案と報告案件2件でございます。

なお、本日の臨時会は、議案の性格上、委員会付託を省略し、本日の日程の中で採決までお願いしたいと思います。

どうか本臨時会の意向を御理解いただきまして、慎重なる御審議をいただき、議会運営に格段の御協力を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

○議長（河野博文君） お諮りします。

ただいま議会運営委員長より委員会協議の結果について報告がありましたが、今臨時会の会期は本日11月16日の1日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は、本日11月16日の1日間と決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後1時34分 休憩

△

午後2時24分 再開

○議長（河野博文君） 再開いたします。

日程第3 議案の上程（議案第92号から議案第94号、報告第5号から報告第6号）

○議長（河野博文君） 日程第3、議案の上程を行います。

今臨時会に提出されました議案第92号から議案第94号の3議案及び報告2件について、一括上程し

たいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会に提出されました議案第92号から議案第94号の3議案及び報告2件について、一括上程することに決定いたしました。

日程第4 町長の提案理由の説明

○議長（河野博文君） 日程第4、町長に提案理由の説明を求めます。

朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 本日、平成29年第6回玖珠町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御多用中にもかかわらず御参集賜り、また今臨時会開催に当たり、格段の御配慮をいただきましたことに対し、心よりお礼を申し上げます。まことにありがとうございます。

今臨時会の開催でございますが、本年6月に締結いたしました備品購入契約について、予定価格が700万円を超えるため、本来議会議決が必要であるにもかかわらず、議会議決を経ないまま契約を締結してしまいました。

契約に関し、議会の追認議決がどうしても必要であり、今回追認の議案を提案させていただき、皆様の御理解をお願いするものでございます。先日、全員協議会で説明させていただきましたが、改めてここで今回の事案の経過と内容を御説明申し上げます。

本年6月1日、事業実施伺い決裁、6月12日、指名業者決定決裁及び予定価格決定、6月14日、入札執行通知決裁、6月22日、入札執行及び契約決裁という流れでございました。

本来であれば、ここで仮契約を締結し、議会の議決を求める手続を開始しなければなりませんでした。法令の適用の見落としと、組織的なチェック体制が機能いたしていませんでした。

その後、10月23日、この契約の目的である小・中学校の教職員が使用するインターネット専用パソコン等が納入されたことにより、担当者が納品検査、目的物引渡しに向けて、契約関係の書類の見直しを行った際、本件が議会議決を受けるべき契約案件であることに気づき、直ちに直属の上司、法制室へ報告を行ったところでございます。

私はこの問題で、担当者が1人で悩み、抱え込まなくてすぐ上司に相談に行ったことはよかったことだと思っております。

事の報告を受けた私どもとしては、本件は意図的ではないが、結果的に議会軽視となり、重大な問題であると認識し、直ちに議会に対する説明、謝罪とあわせ、事後対応をお願いすべきであると判断いたしました。

そこで、早急な議会全員協議会の開催をお願いし、事情説明と謝罪をさせていただき、さらに引き続き議会運営委員会が開催される中で、今臨時会の日程を決定していただいたところでございます。

このような事態を招いたことにつきましては、本来法令遵守すべき立場にありながら、事務の適正執行について、組織として徹底できなかったことが原因であり、事務の最高責任者として責任を痛感するとともに、大変御迷惑をおかけしたことに對し、町民の皆様並びに議会に對して深くおわびを申し上げる次第でございます。まことに申しわけございませんでした。

私自身を含む三役の処分はもちろんのことでございますが、関係する職員の処分につきましても、今臨時会終了後、直ちに処分を行う予定でございます。今後、このようなことがないように、再発防止に万全を期すとともに、事務遂行に当たって、十分チェック体制が機能するよう取り組んでまいります。

その方策として、工事の起工伺いや備品購入に係る実施伺いそのものに議会議決の要否の欄を新たに設け、必ず議会議決要否を記入するよう、既に様式を変更し、運用を開始したところでございます。

今回のことにつきましては、重ねておわび申し上げ、追認議決につきまして、ぜひとも御理解いただくようお願い申し上げます。

諸般の報告でございますが、さきの9月定例議会以降の諸般の報告につきましては、次の定例議会で報告させていただくこととし、今臨時会では省略させていただきますので、御了承をお願いします。

それでは、今臨時会に提案いたします議案の提案理由を説明させていただき、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

今臨時会に上程しております議案は5件でございます。

議案集は別冊となっております。

議案集1ページをお開きください。

議案第92号は専決処分の承認を求めることについて（その11）平成29年度玖珠町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

本議案は補正予算の専決処分案件でございます。

補正予算書は別冊となっております。

補正予算書（第4号）の1ページをお開きください。

一般会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,114万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ97億3,680万3,000円とするものでございます。

今回の補正の内容は、平成29年10月22日に執行されました第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査の執行経費でございます。

経費の主なものは、ポスター掲示場の設置・管理・撤去費、期日前投票に係る投票管理者・投票立会人の報酬、選挙当日の投開票立会人の報酬、投開票事務従事者の手当などでございます。

平成29年9月28日に臨時国会で衆議院が解散されたことを受け、同日付で関係予算の専決処分を行ったものでございます。

議案集に戻っていただき、2ページをお開きください。

議案第93号は財産の取得の追認議決を求めることについてでございます。

本議案は、情報セキュリティ対策強化のための備品の取得について、事務手続に瑕疵があったため、平成29年6月22日にさかのぼって有効としたいので、財産の取得の追認の議決をお願いいたしたく提出するものでございます。

具体的な瑕疵の内容でございますが、玖珠町校務用のパソコン等の機器を購入するに当たり、本来なら、地方自治法第96条第1項第8号及び玖珠町有財産条例第2条の規定により、議会の議決を受けなければならないものを、法令手続の確認不足及びチェック機能が不十分であったことにより、議会への上程を怠ったものでございます。

地方自治法第96条第1項第8号及び玖珠町有財産条例第2条の規定で、議会の議決に付すべき財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ、又は売り払いの場合と定められています。また、取得する財産の内容は、小・中学校のノートパソコン50台、無線アクセスポイント14個などで、取得金額は1,133万4,600円（消費税額を含む）でございます。

本来、法令に基づく行政執行を推進しなければならないことが責務でありながら、瑕疵により追認の議案上程を行わなければならない事態に至り、まこと申しわけなく、深くおわびを申し上げますとともに、何とぞ御理解をいただきますようお願い申し上げます。

今回の事案により、再度職員に対し私ども三役を含め、適正な事務処理の執行の徹底を行い、再発防止に努めてまいります。

続いて、議案集3ページをごらんください。

議案第94号は玖珠町特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は前議案第93号に関連したもので、組織の管理責任を明らかにするため、町長、副町長及び教育長に対し減給処分を行う条例改正案を提出するものでございます。

なお、減給処分の内容でございますが、期間は平成29年12月1日から平成29年12月31日までの間で、町長は給料月額100分の10を乗じた額、副町長及び教育長につきましては、給料月額100分の5を乗じて得た額をそれぞれ減額するものでございます。

黄色の表紙の上程議案の参考資料集1ページに、関係条例の新旧対照表を記載していますので、ごらんください。

議案集4ページをお開きください。

報告第5号は専決処分の報告について（その2）（法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて）でございます。

本議案は、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項に関して、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

事案の概要につきましては、次のとおりでございます。

平成29年6月18日午前6時ごろ、町道辰ヶ鼻帆足線を相手方が歩行中に、歩道部分に設置された側溝蓋につまずいて、転倒した際に左足を打撲、右足を捻挫する事故が発生いたしました。

平成29年9月22日に、相手方である玖珠町大字帆足2164番地町営上の市団地1棟2号、松田千英氏と損害賠償金9,000円を補償することで合意いたしましたので、地方自治法第180条第1項及び第2項の規定に基づき、町長専決処分指定事項として報告するものでございます。

議案集6ページをお開きください。

報告第6号は専決処分の報告について（その3）（法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて）でございます。

本議案は法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項に関して、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

事案の概要につきましては、次のとおりでございます。

平成29年7月21日、玖珠町立日出生中学校駐車場で草刈り作業を実施していた際、刈払機により小石が弾け飛び、和解の相手方の所有する自家用軽車両に当たり、右側後方の窓ガラスを破損させたものでございます。

平成29年10月17日に、相手方である玖珠町大字岩室200番地の5、矢治夏子氏と損害賠償金3万2,000円を補償することで合意いたしましたので、地方自治法第180条第1項及び第2項の規定に基づき、町長専決処分指定事項として報告するものでございます。

今臨時会に提案いたしましたのは、補正予算に関する専決処分案件1件、追認議決案件1件、条例の一部改正案件1件、報告事項2件の計5件でございます。

以上、平成29年第6回玖珠町議会臨時会に上程させていただき議案の提案理由の説明を終わらせていただきます。

どうぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（河野博文君） お諮りします。

議案第92号から議案第94号の3議案については、会期が本日1日間となっておりますので、委員会付託を省略して直ちに本日の議題といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、議案第92号から議案第94号の3議案については、委員会付託を省略して直ちに本日の議題とすることに決定いたしました。

日程第5 質疑・討論・採決

○議長（河野博文君） 日程第5、これより議案の質疑・討論・採決を行います。

議案集1ページ、議案第92号、専決処分の承認を求めることについて（その11）平成29年度玖珠町一般会計補正予算（第4号）について、歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(河野博文君) 質疑なしと認めます。

議案第92号の質疑を終わります。

議案集2ページです。

議案第93号、財産の取得の追認議決を求めることについて、質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番小幡幸範君。

○4番(小幡幸範君) 議席番号4番、小幡です。

議案第93号について、3点質疑をさせていただきます。

まず、1点、追認議決の議案が成立しなかった場合、どのようなことが想定されるのかを伺います。

2点目として、現状はどのような部門の決裁の流れになっていて、今回のような議会に提案しなければならないという部分のチェックは、どこが所管すべきところなのか。

そして、最後に決裁にかかわる人間が町長を含め8人いるにもかかわらず、なぜ見落としをしてしまったのか、また今後どのような対応を行うのかを伺います。

○議長(河野博文君) 渡邊法制室長。

○総務課法制室長兼参事(渡邊克之君) 議員質問の今回議会の追認が得られなかった場合、どういふふうなことになるのかという質問でございます。

昭和29年、議会の議決なしに契約の締結をし、その後議会の追認を受けた契約の無効を提起された高松地裁の判決からすると、今回追認を受けることができなければ、当該契約を破棄し、各学校に配備したノートパソコンなど、引き揚げなければならず、それによって生ずる損害を契約の相手方に賠償しなければならない可能性が生じます。

以上でございます。

○議長(河野博文君) 麻生総務課長。

○総務課長(麻生太一君) 2点目、3点目につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、現状の決裁の流れについてでございますけれども、これは玖珠町役場事務決裁規則第3条に規定がございまして、決裁の手続について、原則として順次に係の上席者を経て、直接上司の決定及び関係課の合議を経て、町長の決裁を受けなければならないと定められております。したがって、これにのっとり事務決裁を進めております。

2点目のチェックについてでございますけれども、今回の事案についてでございますが、契約の議会議決を含む地方自治法第96条の規定に係るチェックに関する所管でございますが、明確に定められた規定はございません。しかしながら、玖珠町行政組織条例及び玖珠町組織規則の中では、議会に関すること、それから議会提出議案のこと、これらの事務分掌につきましては、総務課でやるというこ

とが規定をされております。

次に、御質問の3点目でございます。

なぜ見落とししてしまったのかということ、それから今後の対応についてでございます。

最初に、見落としのことにつきましてお答えいたします。

先ほどお答えいたしました事務の手續により、決裁を行ったわけでございますけれども、御指摘の点につきましては、決裁の各段階において特別の理由がこれというふうにあったわけではございませんけれども、地方自治法及び町有財産条例の規定を適用すべきであるということ、この知識があったわけでございますけれども、これにつきまして、全員が見落とししてしまったということでございます。言葉が適正かはわかりませんが、失念をしてしまったというのが実情でございます。

最後になりますけれども、今後の対応についてでございます。

先ほど町長の提案理由の説明の中でも触れましたけれども、事業の初め、スタートである備品購入などの実施伺い、あるいは工事起工伺いにおきまして、新たに契約の議会議決の要否に関する欄を設けまして、伺い書類作成の際、必ずその項目をチェックするよう様式変更を行い、既に周知し、運用を開始しているところでございます。また、それだけでなく、地方自治法を初め、各業務に関連する条例、規則に対する精通度を向上させるよう、各職員に徹底させるため、研修会の開催の頻度を上げていきたい。そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 質疑ありませんか。

12番藤本勝美君。

○12番（藤本勝美君） 12番、藤本です。

前回の議会のときに、こういった案件といいますか、皆さん方はもう少し身を引き締めて、専門的に当たっておる職員が、また執行部のほうがしっかりそこを見守りなさいと言って忠告をし、皆さん方からも今後そういうことのないようにという謝罪をいただきました。

これはそのときの案件と違って、その前にまたこういったものがあったということで報告を受けて、この臨時議会、今、総務課長の話では、見落としたというようなことではございますが、教育長、副町長はお二方とも元職のOBでありながら、しかも総務課長を歴任した方々で、そういう人がこういった案件を漏らすということは、到底考えられない。

我々と違って、あなた方は地方自治法に基づいた専門職です。これは全員の課長を担われたところの執行部の方は皆さん全員ですよ。今後こういうことがあったら、あったらいけませんということは、これは言わなくてもわかることだと思いますが、余りにも軽視し過ぎておるのではないかと。身を引き締めて、町民の財産を守ってるんですよ。町民からの血税を守っておるんです。それを身に受けとめて、十分受けとめてやってください。

我々はこういった臨時議会でもしなければ、恐らく傍聴者の方々もそうだと思いますが、町民の方々、議会は何をしておるんだ。たまたま研修で全員が外部に出ておりました。テレビと新聞でにぎ

にぎしく報道されて、全員の方が家族から、また友人から電話を受けておったと思います。そういった事態が生じて、町民は本当に腹が立っていると思います。これは本当に真摯に受けとめて、しっかりやらなきゃいかんと思います。総務課長は、先ほど答弁をいただいたけれども、再度こういったことが起きないという決意もあなたの言葉もいただきたいが、言葉だけでは通らんとする。

先ほど町長の説明では、給料カットの減俸措置をとるというようなことですが、何回減俸しましたか、何かあるたびに減俸、減俸、それだけで通ることではない。そこら辺も皆さん十分にわきまえてもらいたい。総務課長からか、町長からでもいいです。返答ください。

○議 長（河野博文君） 質疑でお願いしたいんですけれども、議案質疑で、今議案質疑なんですよ。この議案に対する質疑で、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第93号の質疑を終わります。

議案集第3ページです。

別冊、黄色の表紙の参考資料集をお出しください。

議案第94号、玖珠町特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第94号の質疑を終わります。

議案集4ページです。

報告第5号、専決処分の報告について（その2）（法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて）質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

報告第5号の質疑を終わります。

議案集6ページです。

議案第6号、専決処分の報告について（その3）（法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて）質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

報告第6号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第92号に対する反対意見の発言はありませんか。

(なし)

○議長(河野博文君) 賛成意見の発言はありませんか。

(なし)

○議長(河野博文君) 議案第93号に対する反対意見の発言はありませんか。

(なし)

○議長(河野博文君) 賛成意見の発言はありませんか。

(なし)

○議長(河野博文君) 議案第94号に対する反対意見の発言はありませんか。

(なし)

○議長(河野博文君) 賛成意見の発言はありませんか。

(なし)

○議長(河野博文君) 以上で討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第92号、専決処分の承認を求めることについて(その11)平成29年度玖珠町一般会計補正予算(第4号)について、承認される方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(河野博文君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第92号については、承認することに決定いたしました。

議案第93号、財産の取得の追認議決を求めることについて、原案のとおり賛成する方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(河野博文君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第93号について、可決することに決定いたしました。

議案第94号、玖珠町特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部改正について、原案のとおり賛成する方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(河野博文君) 起立多数です。着席ください。

よって、議案第94号について、可決することに決定いたしました。

日程第7 議員発議

町長及び職員の法令及び規律の遵守を求める決議(案)

○議長（河野博文君） ただいま発議第5号、町長及び職員の法令及び規律の遵守を求める決議（案）が大野元秀議員から提出されました。

この決議案は会議規則第14条第1項の規定により成立しております。

お諮りします。

この発議第5号を追加日程第1として議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

ここで発議第5号、町長及び職員の法令及び規律の遵守を求める決議（案）を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

発議第5号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

発議第5号、町長及び職員の法令及び規律の遵守を求める決議（案）について、提出者の説明を求めます。

提出者、3番大野元秀君。

○3番（大野元秀君）

発議第5号

平成29年11月16日

玖珠町議会

議長 河野博文 殿

提出者	玖珠町議会議員	大野元秀
賛成者	々	中尾拓
々	々	松本真由美
々	々	小幡幸範
々	々	松下善法
々	々	中川英則
々	々	石川龍文
々	々	宿利忠明
々	々	秦時雄
々	々	高田修治
々	々	藤本勝美
々	々	繁田弘司

町長及び職員の法令及び規律の遵守を求める決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

町長及び職員の法令及び規律の遵守を求める決議（案）

過去、本町の議会对応や議案の提案等について、議員への十分な説明がない状況で議会本会議の早い段階での議決や、閉会日に議案を緊急上程するなど、審議時間を十分設けられない状況で採決を求めてきたことに対し、9月議会において議員からは是正・改善を促してきたところである。

しかしながら、今臨時議会の付議事項にあった議会の議決に付すべき財産の取得案件について、議決前に契約を締結するといった法令違反が発生し、議会に対し深い疑念と不信の念を抱かせる事態となっている。

町長及び職員はこれまでの事案を厳粛に受け止め、このような事案の再発防止を図るとともに、法令及び規律の徹底を図り、議会への信頼回復に最大の努力を傾注することを強く求める。

以上、決議する。

平成29年11月16日

玖珠町議会

○議 長（河野博文君） これより採決を行います。

発議第5号、町長及び職員の法令及び規律の遵守を求める決議（案）について、これを採決いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（河野博文君） 異議なしと認めます。

発議第5号について、賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（河野博文君） 起立全員です。御着席ください。

よって、本決議（案）は可決されました。

日程第6 委員会の閉会中の継続調査について

○議 長（河野博文君） 日程第6、委員会の閉会中の継続調査について、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中においても継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程を全て終了いたしました。

町長から発言の申し出がありましたので、これを許します。

朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 平成29年第6回玖珠町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

その前に、発議第5号、執行部、町長を初め、職員真摯に受けとめて、今後対応していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

今臨時会に提案いたしました議案は、補正予算に関する専決処分案件1件、追認議決案件1件、条例の一部改正案件1件、報告事項2件の計5件でございました。

いずれの案件も慎重なる御審議を賜り、可決していただきました。心よりお礼申し上げます。まことにありがとうございました。

今臨時会は、冒頭の提案理由の説明でも申し上げましたように、契約事務の遂行に当たって、事務の瑕疵に起因するもので、町民の皆様を初め、町議会議員の皆様にも多大なる御迷惑をおかけし、まことに申しわけございませんでした。今後は再発防止のため、職員の法令に対する熟練度の向上に努めるとともに、組織としてチェック体制の徹底を図ってまいりたいと考えております。

最後に、改めて今臨時会に対する議員各位の格段の御配慮に深く感謝申し上げ、臨時会閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議 長（河野博文君） 以上をもちまして、平成29年第6回玖珠町議会臨時会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

午後3時03分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年11月16日

玖 珠 町 議 会 議 長 河 野 博 文

署 名 議 員 小 幡 幸 範

署 名 議 員 秦 時 雄